



東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和3年9月3日
国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を行いました。

東北運輸局長は乗合バスを運行する下記事業者に対し、車両の使用停止命令等を行いましたのでお知らせします。（道路運送法及び関係法令の違反）

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：羽後交通 株式会社 取締役社長 齋藤 善一
(法人番号：6410001008788)
秋田県横手市前郷二番町4番10号

営業所：本荘営業所
秋田県由利本荘市肴町45番地

2. 行政処分等年月日 令和3年8月27日

3. 行政処分等の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分（10日車）
令和3年9月3日から令和3年9月7日（2両×5日）
- (2) 文書警告

4. 監査の端緒

令和3年4月19日、当該事業者の乗合バスが秋田県由利本荘市の国道7号において歩行者を撥ねる死亡事故が発生したことを受け、同年4月27日に東北運輸局及び秋田運輸支局が監査を実施。

【裏面へ続く】

5. 違反の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

① 運転者に対する指導監督違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(2) 文書警告

① 運転基準図の作成義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門
担当：中山、加藤

TEL：018-863-5813